

保医発0312第1号  
令和2年3月12日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

「適時調査実施要領」の改正について

施設基準等に係る適時調査については、平成30年3月30日付け保医発0330第1号の「適時調査実施要領」に基づき実施しているところであるが、今般、別添のとおり改正したので、令和2年4月以降は、その取扱いに遺憾のないよう特段の配慮を願いたい。

# 適時調査実施要領

## I. 自己点検による施設基準の確認

### 1 対象保険医療機関等

医科（病院、診療所）、歯科、薬局

### 2 調査方法

毎年、施設基準の届出を行っている保険医療機関等に対して、各施設基準が毎年7月1日現在において、届出要件を満たしているか否かを自己点検させて、その結果を7月31日までに報告するよう通知する。

## II. 臨場による施設基準の確認

### 1 実施計画

#### (1) 実施計画の策定

3月中に翌年度の実施計画を策定する。

#### (2) 実施機関の選定

- ① 臨場による適時調査における保険医療機関等については、当分の間、原則「医科(病院)」を対象とする。
- ② 当該年度に個別指導の対象となっている保険医療機関（「医科(病院)」）については、できる限り適時調査を併せて実施する。
- ③ 新規指定された保険医療機関（「医科(病院)」）に対する新規個別指導（指定後1年以内を目処）については、原則、適時調査を併せて実施する。
- ④ 特定共同指導、共同指導の対象となっている保険医療機関（「医科・歯科(病院)」）については、適時調査を実施したものとみなす。
- ⑤ 届出を受理した保険医療機関等について、原則、年1回、受理後6か月以内を目途に実施する。なお、当分の間、対象となる保険医療機関数が300施設以上の都道府県<sup>※1</sup>においては3年に1巡、150施設以上300施設未満の府県<sup>※2</sup>においては2年に1巡を目途として行うこととする。

※1 東京都（637）、北海道（555）、大阪府（512）、福岡県（458）、兵庫県（350）、埼玉県（344）、神奈川県（338）、愛知県（322） 【平成31年4月1日現在】

※2 千葉県（289）、鹿児島県（242）、広島県（238）、熊本県（211）、静岡県（176）、茨城県（174）、京都府（166）、岡山県（163）、大分県（154） 【平成31年4月1日現在】

- ⑥ その際は、情報提供及び届出又は報告等により疑義が生じた保険医療機関等を優先的に実施するなど対象保険医療機関の選定に考慮する。

### (3) 調査項目の確認

- ① 別途定める施設基準（以下「重点施設基準」という。）について重点的に調査を行うこととすることから、予め、保険医療機関等が届け出ている施設基準のうち、該当するものがあるか否かを確認する。

なお、前回及び前々回の適時調査（平成28年度以降に実施したものに限る。）において、ともに指摘事項がなかった重点施設基準（入院基本料及び特定入院料は除く。）については、調査を省略することができるものとする。

- ② ただし、次の場合は、上記にかかわらず適時調査を行う。

ア 原則、診療報酬改定により新設された施設基準

イ 情報提供及び届出又は報告等により疑義が生じている施設基準

ウ 新規個別指導（指定後1年以内を目処）の対象となる保険医療機関等の適時調査については、原則、届出が行われている全ての施設基準

エ その他、必要と認められる施設基準

## 2 事前準備

### (1) 実施通知及び送付時期

- ① 実施通知については、別添1の様式とする。
- ② 保険医療機関等に対して、調査日の1か月前に実施通知を送付する。
- ③ 個別指導と同時実施の場合は、1か月前に個別指導の実施通知と併せて適時調査の実施通知を送付する。

- ④ 実施通知には以下の事項を記載する。（別添1）

ア 適時調査の根拠及び目的

イ 調査の日時及び場所

ウ 事前提出書類（別途定める）

エ 当日準備書類（別途定める）

- ⑤ 実施通知と併せて、事前提出書類として以下の内容について、調査日の10日前までに提出を求める。

ア 保険医療機関の現況（別添1－別紙）

イ 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（様式9）及び勤務実績表等の看護要員の病棟配置状況等が確認できる書類

ウ 別途定める事前提出書類

エ その他必要に応じた書類

- ⑥ 事前提出書類の様式及び当日準備書類の一覧について、地方厚生（支）局のホームページに掲載して活用する。

## （２）事前提出書類の調査手順

- ① 調査当日の負担軽減を図るため、事前提出書類等を活用して、できる限り事前の作業で確認し、不整合の内容について調査当日に確認する。
- ② 入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類（様式９）と勤務実績表は事前に照合を行い、不整合の内容について調査当日に確認する。
- ③ 保険医療機関から提出された事前提出書類については、必要に応じて事前に確認する。
- ④ 上記②～③に加え、情報提供があった場合については、その内容と届出の内容の整合性を確認する。

## （３）適時調査進行要領の作成

調査が効率的に実施できるよう、当日の適時調査進行要領を、別添２に基づき作成する。

その際、予め調査担当者毎に調査項目を適切に振り分け、関係書類に関する調査及び院内視察が効率的に実施できるようにする。

## 3 当日の調査担当者及び調査時間の決定

- ① 原則として事務所等の事務官（適時調査員等を含む。）及び保険指導看護師にて調査を行う。なお、必要に応じて地方厚生（支）局の事務官も調査を行う。
- ② 調査内容を考慮して医学的、歯科医学的又は薬学的判断が必要とされる場合には、指導医療官、保険指導医又は保険指導薬剤師を加える。
- ③ 当日の調査担当者の人数等については、Ⅱ．１（３）①で確認した施設基準が２４基準までの場合は、保険指導看護師１名、事務官等２名の調査担当者３名以内の体制を標準とし、調査時間は概ね半日程度（約３時間）以内を標準として実施する。
- ④ Ⅱ．１（３）①で確認した施設基準が２５基準以上の場合又は情報提供があった場合は、必要に応じて保険指導看護師、事務官等の調査担当者の増員、調査時間の延長も可能とするが、その場合、必要最小限の範囲内の調査人数及び調査時間にする。

## 4 都道府県医師会等への対応

- ① 学識経験者への立会依頼  
実施に当たり、都道府県医師会等の立会依頼は不要である。

- ② 年度・月次計画書等の事前通知  
年度・計画及び実施の事前通知は行わない。

## 5 当日の業務

調査当日は、Ⅱ. 2 (3)において作成した適時調査進行要領に基づき進行する。

### (1) 調査の目的・調査の手順の説明

院内視察や書類による確認調査を行う。また、調査終了後、調査結果を取りまとめ、講評を行う旨を説明する。

### (2) 院内視察

届出されている施設基準に基づき、玄関、受付、病棟、機能訓練室等について、必要に応じて視察を行い、運用の実態を確認する。

### (3) 関係書類に基づく調査

関係書類を閲覧し、面接懇談方式により調査を実施する。

原則、Ⅱ. 1 (3)で確認した施設基準について別途定める調査書（以下「調査書」という。）に基づき行うこととし、調査範囲としては、施設基準に係る告示及び通知に定める内容を確認する。

調査においては、施設基準に関する届出書（添付書類を含む）や過去の報告、関係書類等に矛盾がないか十分確認する。

なお、保険指導看護師については、入院基本料の5基準を含む看護に係る要件等の施設基準に関する内容を確認する。

### (4) 調査書の運用等

「重点確認事項」は、必ず確認する。また、「重点確認事項以外の確認事項」については、必要に応じて確認する。

なお、調査書の「確認事項」における適否の記載方法及び考え方は次のとおりとする。

- ① 調査の結果、適合している場合は、次のとおり記載する。

(  適 ・ 否 )

- ②-1 調査の結果、概ね適合（届出・運用の内容に適正を欠く部分が認められるものの、施設基準の状態の維持には特に問題がないもの）しているが、改善の報告が必要な指摘事項（文書指摘）とまでは認められないため、口頭で指摘した事項があった場合は、次のとおりとする。

( 適  否 )

加えて、不備の事例等を簡潔に記載のうえ、保険医療機関等に対し、検討のうえ必要に応じて対応するよう説明する。

- ②-2 調査の結果、概ね適合（届出・運用の内容に適正を欠く部分が認められるものの、施設基準の状態の維持には特に問題がないもの）しているが、改善の報告が必要な指摘事項があった場合は、次のとおりとする。

（ 適  否 ）

加えて、不備の事例等を簡潔に記載のうえ、保険医療機関等に対し、文書指摘する。

なお、文書指摘と口頭指摘の区別がわかるように記載する。

- ③ 調査の結果、不適合（届出・運用の内容に適正を欠く部分が認められ、施設基準を満たしていないと判断されたもの。（一般事項を除く。））のため、返還を求める場合は、次のとおりとする。

（ 適  否  ）

加えて、不備の事例等を簡潔に記載のうえ、保険医療機関等に対し、文書指摘する。

#### （5）調査結果の取りまとめ

調査担当者において調査確認事項等を整理し、取りまとめる。

#### （6）調査結果の伝達（講評）

調査結果について口頭で説明を行う。

なお、調査事項のうち、調査日以降に確認を要するものが生じた場合等については、その旨を保険医療機関等側に説明する。

また、調査日以降の確認に基づく調査結果については、口頭で説明を行う。

#### （7）その他

適時調査において、施設基準以外の内容のうち、特に、その場で助言を行った方が、効果的に適正化や質的向上が図られると考えられる場合は、調査時間の範囲内において、保険医療機関等の関係者に対し助言を行うことができる。

なお、必要に応じて助言した内容を記録する。

### 6 調査後の業務

#### （1）調査結果の通知

- ① 調査結果の通知については、別添3の様式とする。

- ② 調査結果の通知を作成するとともに、改善報告書、返還金関係書類を併せて、調査した保険医療機関等に係る全ての調査結果の伝達を行ってから概ね1か

月以内に送付し、期限を定めて報告等を求める。

- ③ 調査結果の運用等については、Ⅱ. 5 (4) を参考とする。
- ④ 調査結果のうち、指摘事項については「改善事項」と「返還事項」とする。  
なお、「改善事項」は、届出・運用の内容に適正を欠く部分が認められるものの、施設基準の状態の維持には特に問題はないが改善の報告が必要なものとし、「返還事項」は、届出・運用の内容に適正を欠く部分が認められ、施設基準を満たしていないものと判断されるものとする。
- ⑤ 調査結果の通知後（虚偽の届出等不正の疑いがない場合に限る。）、施設基準の要件を満たしていないものについては、保険医療機関等に速やかに届出の変更又は辞退を求める。
- ⑥ 調査結果の通知後、保険医療機関等管理システムに必要項目を入力する。

## (2) 改善報告書

- ① 改善報告書は、調査結果の通知後、1か月後を期限として提出を求める。
- ② 改善報告書の提出に係る進捗管理を行い、改善報告書が提出されない保険医療機関等については督促を行う等、適切に対応する。
- ③ 保険医療機関等から提出された改善報告書については、指摘事項と照合し、改善報告の内容を確認する。
- ④ 改善報告書の内容が、指摘に対する改善の効果が期待できない等、不十分な場合は、保険医療機関等へ返戻し、再提出を求める。

## (3) 経済上の措置

- ① 施設基準を満たしていないことが判明し、届出の変更又は辞退を求める場合は、前回の適時調査（特定共同指導、共同指導を含む。）以降分を対象として、施設基準を満たさなくなった日の属する月の翌月から現時点までの返還を求める。
- ② 返還金関係書類は調査結果の通知後、診療所及び薬局は1か月後、病院は2か月後を期限として提出を求める。
- ③ 返還金関係書類の提出に係る進捗管理を行い、返還金関係書類が提出されない保険医療機関等については督促を行う等、適切に対応する。
- ④ 保険医療機関等から返還金関係書類が提出された場合は、適時調査において指摘した事項が全て網羅されているか等、速やかに確認を行い、保険者に通知する。  
なお、返還金関係書類の内容が、調査結果と不整合である場合等は、保険医療機関等へ返戻し、再提出を求める。

⑤ 今後支払われる診療報酬がある場合には、地方厚生（支）局が保険者に代わって支払基金等に対し、今後支払われる診療報酬から返還するよう依頼することができる。

※ 支払基金等がこれによりがたい場合、支払基金等から当該保険者に連絡し、返還金相当額を当該保険医療機関等から直接当該保険者に返還させることとなる。

ただし、取扱い方法については、地方厚生（支）局と支払基金等が協議したうえで、地方厚生（支）局から当該保険者に対して当該保険医療機関等に直接返還を求めよう通知することでも差し支えない。

⑥ 保険医療機関等の自主点検の結果、被保険者の一部負担金に過払いが生じた場合は、適切かつ速やかに被保険者へ返還するよう保険医療機関等に説明する。

#### （４）個別指導又は監査への移行

調査において、虚偽の届出や届出内容と実態が相違し、不当又は不正が疑われる場合には、調査を中断又は中止し個別指導又は監査の対象とする。この場合、調査結果は通知しない。

なお、調査を中止するに際しては、地方厚生（支）局と協議する等、慎重に判断する。

#### （５）その他

① 適時調査に係る重点化した施設基準及び確認項目等を検討するため、地方厚生（支）局は、年４回（７月・１０月・１月・４月）、別添４に基づき調査結果等について医療指導監査室に報告する。

② 検討する際は、必要に応じて地方厚生（支）局の職員も参画して行うこととする。

### Ⅲ. 実施時期

平成２８年４月１日から実施する。

平成２９年３月６日の改正については、平成２９年４月１日以降に実施する適時調査より適用する。

平成３０年３月３０日の改正については、平成３０年４月１日以降に実施する適時調査より適用する。

令和２年３月１２日の改正については、令和２年４月１日以降に実施する適時調査より適用する。

また、当要領の内容については、次回診療報酬改定に併せて見直しを行うものとする。

医療法人○○会 ○○病院  
開設者 医療法人○○会  
理事長 ○○ ○○ 様

○ ○ 厚 生 (支) 局 長

施設基準等に係る適時調査の実施について (通知)

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準等に係る適時調査につきましては、厚生労働省保険局医療課長通知等により、施設基準等の届出を行っている保険医療機関について、その届出内容を調査・確認するとともに、施設基準等について周知徹底及び適正化を図ることを目的として実施しているところです。

つきましては、貴保険医療機関の施設基準等の届出について、下記のとおり適時調査を実施いたしますので通知します。

なお、関係職員の出席及び調査会場の手配につきましてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 日 時

令和○○年○月○○日 (○) 13時30分～17時00分

(※調査時間3時間、取りまとめ・調査結果の説明30分間の標準的な場合の記載例)

2 場 所

貴病院内で行いますので、調査会場をご用意願います。

3 準備していただく書類

別紙のとおり

なお、事前に提出していただく書類については、令和○○年○月○○日 (○) までに提出願います。

【お問い合わせ・提出先】

○○厚生(支)局○○事務所 審査課○○

○○市○○町○-○-○○○ビル○階

(電 話) ○○-○○○-○○○○

(FAX) ○○-○○○-○○○○

(E-mail) ○○○○○○@mhlw.go.jp

# 保険医療機関の現況

(別添1-別紙)

平成 年 月 日現在

※ 直近(事前提出日の前月)の状況により作成してください。

担当者名		※ 連絡窓口担当者様を記載ください。	
所属部署/役職		電話番号 (内線番号)	
メールアドレス			

## 1. 病院の概要

保険医療 機関コード			
名 称			
所 在 地			
電 話 番 号		FAX番号	
開 設 者			
管 理 者			
診 療 科 目			
診 療 時 間			
備 考			

## 2. 許可病床数

一 般		床	結 核		床
療 養	(医療)	床	精 神		床
	(介護)	床	そ の 他		床
感 染 症		床	合 計		床

## 3. 医師数等

平成 年 月 日現在(直近の保健所による立入検査の日付)

	医 師	歯 科 医 師	看 護 師 及 び 准 看 護 師	看 護 補 助 者
現 員 数	人	人	人	人
医療法による標準数	人	人	人	人

※ 直近の保健所による立入検査の際に作成した現員数及び標準数を記載してください。

#### 4. 平均入院患者数

##### (1) 一般病床の入院患者数

	一般病棟入院基本料 ( )			
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

※ 入院基本料・特定入院料ごとに、月ごとの延べ入院患者数を記載してください。

※ 様式9に係る平均入院患者数の根拠となる人数を記載してください。((2)も同様)

##### (2) 一般病床以外の入院患者数

年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
年 月	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

※ 入院基本料・特定入院料ごとに記載してください。

5. 平均在院日数

(1) 次のうち、届け出ている入院基本料等にチェックの上、下表に当該病棟に係る在院患者延べ日数等を記入願います。なお、該当する入院基本料等が複数ある場合は、別紙にて同様に作成願います。

- 一般病棟入院基本料( )     特定機能病院入院基本料(一般病棟( 対1))  
 精神病棟入院基本料(10対1)     特定機能病院入院基本料(精神病棟〔15対1を除く。〕)  
 精神病棟入院基本料(13対1)     小児入院医療管理料(□1、□2、□3及び□4に限る。)  
 専門病院入院基本料( 対1)     特定一般病棟入院料(1及び2)

	在院患者延べ日数	新退棟患者数	新入棟患者数	平均在院日数
年 月	日	人	人	
年 月	日	人	人	
年 月	日	人	人	日

6. 保険外併用療養費

(1) 特別の療養環境の提供 (※消費税込みの金額を記載してください)

	費用徴収を行わない 病床数	費用徴収を行う病床数	内 訳	金 額
個 室	床	床	床	円
			床	円
			床	円
			床	円
2 人 室	床	床	床	円
			床	円
			床	円
			床	円
3 人 室	床	床	床	円
			床	円
			床	円
			床	円
4 人 室	床	床	床	円
			床	円
			床	円
			床	円
5人室以上	床			
合 計	床		床	

5. 平均在院日数

別紙(平均在院日数)

- (2)  一般病棟入院基本料( )  特定機能病院入院基本料(一般病棟( 対1))  
 精神病棟入院基本料(10対1)  特定機能病院入院基本料(精神病棟[15対1を除く。])  
 精神病棟入院基本料(13対1)  小児入院医療管理料(□1、□2、□3及び□4に限る。)  
 専門病院入院基本料( 対1)  特定一般病棟入院料(1及び2)

	在院患者延べ日数	新退棟患者数	新入棟患者数	平均在院日数
年 月	日	人	人	
年 月	日	人	人	
年 月	日	人	人	日

- (3)  一般病棟入院基本料( )  特定機能病院入院基本料(一般病棟( 対1))  
 精神病棟入院基本料(10対1)  特定機能病院入院基本料(精神病棟[15対1を除く。])  
 精神病棟入院基本料(13対1)  小児入院医療管理料(□1、□2、□3及び□4に限る。)  
 専門病院入院基本料( 対1)  特定一般病棟入院料(1及び2)

	在院患者延べ日数	新退棟患者数	新入棟患者数	平均在院日数
年 月	日	人	人	
年 月	日	人	人	
年 月	日	人	人	日

- (4)  一般病棟入院基本料( )  特定機能病院入院基本料(一般病棟( 対1))  
 精神病棟入院基本料(10対1)  特定機能病院入院基本料(精神病棟[15対1を除く。])  
 精神病棟入院基本料(13対1)  小児入院医療管理料(□1、□2、□3及び□4に限る。)  
 専門病院入院基本料( 対1)  特定一般病棟入院料(1及び2)

	在院患者延べ日数	新退棟患者数	新入棟患者数	平均在院日数
年 月	日	人	人	
年 月	日	人	人	
年 月	日	人	人	日

- (5)  一般病棟入院基本料( )  特定機能病院入院基本料(一般病棟( 対1))  
 精神病棟入院基本料(10対1)  特定機能病院入院基本料(精神病棟[15対1を除く。])  
 精神病棟入院基本料(13対1)  小児入院医療管理料(□1、□2、□3及び□4に限る。)  
 専門病院入院基本料( 対1)  特定一般病棟入院料(1及び2)

	在院患者延べ日数	新退棟患者数	新入棟患者数	平均在院日数
年 月	日	人	人	
年 月	日	人	人	
年 月	日	人	人	日









## 適時調査進行要領

1. ただ今から、「医療法人〇〇会〇〇病院」の施設基準等に係る適時調査を開始いたします。
2. 本日の調査につきましては、厚生労働省保険局医療課長通知等に基づき、施設基準等の届出を行っている保険医療機関について、適切な届出や運用がされているかを調査・確認させていただき、施設基準等について周知徹底及び適正化を図ることを目的として実施するものでございます。

【令和2年3月5日付保医発0305第2号、令和2年3月5日付保医発0305第3号、令和2年3月5日付保医発第0305第13号】

3. それでは、本日の調査の担当者を紹介いたします。  
〇〇厚生（支）局 〇〇事務所の 〇〇 審査課長 です。  
〇〇 保険指導看護師 です。  
私は、審査課管理係長の 〇〇 と申します。よろしく申し上げます。
4. つづきまして、「医療法人〇〇会〇〇病院」の出席者のご紹介をお願いいたします。

### （病院側幹部の紹介）

ありがとうございました。

5. それでは、本日の調査手順についてご説明いたします。  
調査は、〇班に分かれて、実施をいたします。  
〇〇 が入院基本料の5基準を含む基本診療料及び入院時食事療養 関係、  
〇〇 が一般的な事項及び掲示、入院基本料等の基本診療料 関係、  
私 が特掲診療料 関係 について担当いたします。

なお、調査に当たりましては、届出事項等につきまして、関係書類及び院内視察にて、確認させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

詳細な手順につきましては、各担当者より説明させていただきます。

### 【例：調査時間を3時間（13:30～16:30）で実施する場合】

なお、調査終了につきましては、午後4時30分を予定しております。  
その後、当方の担当者でとりまとめをいたしまして、講評をさせていただきます。

### 【例：調査時間を5時間（10:00～16:00）に延長して実施する場合】

なお、午後12時から1時までの休憩を挟みまして、調査終了につきましては、午後4時を予定しております。  
その後、当方の担当者でとりまとめをいたしまして、講評をさせていただきます。

また、できる限り業務に支障のないよう進めさせていただきたいと考えておりますが、急患等の場合には、そちらの対応を優先していただいで結構ですので遠慮なくお申し出ください。

開設者及び管理者の先生におかれましては、診療を優先していただいで結構ですが、講評時にはご出席をお願いいたします。

それでは、開始いたします。

#### (調査実施)

6. それでは、ただ今から当方の担当者において、本日の調査に係る取りまとめを行いますので、一旦中断いたします。

病院の出席者の方々は、お呼びするまでの間、しばらく別室でお待ちいただきますようお願いいたします。

#### (調査結果の打合せ)

7. お待たせいたしました。

それでは、本日の適時調査の講評をいたします。

#### (講 評)

8. 改善が必要な指摘事項につきましては、後日文書にて通知いたしますので、貴院において速やかに対応していただき、「改善報告書」の提出をお願いいたします。

また、ただ今申し上げた事項以外にも、調査時に各担当より口頭でお願いした事項につきましても、貴院において共有していただき、今後は検討のうえ必要に応じて対応くださいますよう、併せてお願いいたします。

#### 【返還金の生じる可能性がある場合】

なお、施設基準等の届出要件を満たしていないものにつきましては、返還金が生じる場合がありますのでご承知おき願います。

最後に病院の方、何かございませんでしょうか。

以上をもちまして、施設基準等に係る適時調査を終了いたします。

本日は、ご協力ありがとうございました。

○厚発 第 号  
令和 年 月 日

医療法人○○会 ○○病院  
開設者 医療法人○○会  
理事長 ○○ ○○ 様

○ ○ 厚 生 (支) 局 長

施設基準等に係る適時調査の結果について (通知)

平成○○年○○月○○日に実施した施設基準等に係る適時調査に際しましては、ご多忙のところ格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今回の適時調査における調査結果を別紙のとおり通知します。

つきましては、指摘した事項について、速やかに改善していただき、各事項別に「改善報告書」を作成の上、令和○○年○○月○○日【※1】までに下記あて提出してください。

なお、自主返還については、自己点検の上、別添の返還金関係書類を作成し、令和○○年○○月○○日【※2】までに下記あて提出してください。

【※1】提出締切日は、通知発出日から起算して概ね1か月後

【※2】提出締切日は、通知発出日から起算して概ね2か月後

【改善報告書・返還同意書等送付先】

○○厚生(支)局○○事務所 審査課

○○市○○町○-○-○○○ビル○階

(電 話) ○○-○○○-○○○○

(F A X) ○○-○○○-○○○○

(お問い合わせ先: ○○厚生(支)局○○事務所 審査課○○)

適時調査実施結果報告書①

確認した施設基準について、「文書指摘事項の確認項目数(実数)」及び「返還指示の有無(「有1」「無0)」を入力すること。

Table with 4 columns: 調査実施日, 調査時間, 保険医療機関名, 文書指摘数 / 返還指示数, 調査対象基準数. Values are mostly 0.

【総論的指摘事項】

Table with 6 columns: 文書指摘, 返還, 文書指摘, 返還, 文書指摘. Rows include 院内掲示に関する指摘, 入院基本料等に係る5基準に関する指摘, 「医師・看護職員・病院の医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」に関する指摘.

【基本診療料】

Large table with 6 columns: 略称, 施設基準名称等, 文書指摘, 返還, 文書指摘, 返還, 文書指摘. Lists various medical services like 機能強化, 時間外, 地包加, オン診, 一般入院, etc.

適時調査実施結果報告書①

確認した施設基準について、  
「文書指摘事項の確認項目数(実数)」及び「返還指示の有無(「有1」「無0)」を入力すること。

調査実施日					
調査時間					
保険医療機関名					
摂食障害	摂食障害入院医療管理加算 がん拠点病院加算 1のイ、1のロ、2、がんゲノム拠点病院加算				
栄養子	栄養サポートチーム加算				
医療安全1	医療安全対策加算1				
医療安全2	医療安全対策加算2				
感染防止1	感染防止対策加算1				
感染防止2	感染防止対策加算2				
患サポ	患者サポート体制充実加算				
褥瘡ケア	褥瘡ハイリスク患者ケア加算				
ハイ妊娠	ハイリスク妊娠管理加算				
ハイ分娩	ハイリスク分娩管理加算				
精救急紹介	精神科救急搬送患者地域連携紹介加算				
精救急受入	精神科救急搬送患者地域連携受入加算				
呼吸子	呼吸ケアチーム加算				
後発使1	後発医薬品使用体制加算1				
後発使2	後発医薬品使用体制加算2				
後発使3	後発医薬品使用体制加算3				
病棟薬1	病棟薬剤業務実施加算1				
病棟薬2	病棟薬剤業務実施加算2				
データ提	データ提出加算				
入退支	入退院支援加算				
認ケア	認知症ケア加算				
せん妄ケア	せん妄ハイリスク患者ケア加算				
精疾診	精神疾患診療体制加算				
精急医配	精神科急性期医師配置加算				
排自支	排尿自立支援加算				
地医確保	地域医療体制確保加算				
救1	救命救急入院料1				
救2	救命救急入院料2				
救3	救命救急入院料3				
救4	救命救急入院料4				
集1	特定集中治療室管理料1				
集2	特定集中治療室管理料2				
集3	特定集中治療室管理料3				
集4	特定集中治療室管理料4				
ハイケア1	ハイケアユニット入院医療管理料1				
ハイケア2	ハイケアユニット入院医療管理料2				
脳卒中ケア	脳卒中ケアユニット入院医療管理料				
小集	小児特定集中治療室管理料				
新1	新生児特定集中治療室管理料1				
新2	新生児特定集中治療室管理料2				
周	総合周産期特定集中治療室管理料				
新回復	新生児治療回復室入院医療管理料				
一類	一類感染症患者入院医療管理料				
特入	特殊疾患入院医療管理料				
小入1	小児入院医療管理料1				
小入2	小児入院医療管理料2				
小入3	小児入院医療管理料3				
小入4	小児入院医療管理料4				
小入5	小児入院医療管理料5				
回1	回復期リハビリテーション病棟入院料1				
回2	回復期リハビリテーション病棟入院料2				
回3	回復期リハビリテーション病棟入院料3				
回4	回復期リハビリテーション病棟入院料4				
回5	回復期リハビリテーション病棟入院料5				
回6	回復期リハビリテーション病棟入院料6				
地包ケア1	地域包括ケア病棟入院料1及び地域包括ケア入院医療管理料1				
地包ケア2	地域包括ケア病棟入院料2及び地域包括ケア入院医療管理料2				
地包ケア3	地域包括ケア病棟入院料3及び地域包括ケア入院医療管理料3				
地包ケア4	地域包括ケア病棟入院料4及び地域包括ケア入院医療管理料4				
特疾1	特殊疾患病棟入院料1				
特疾2	特殊疾患病棟入院料2				
緩1	緩和ケア病棟入院料1				
緩2	緩和ケア病棟入院料2				
精救1	精神科救急入院料1				
精救2	精神科救急入院料2				
精急1	精神科急性期治療病棟入院料1				
精急2	精神科急性期治療病棟入院料2				
精合併	精神科救急・合併症入院料				
児春入	児童・思春期精神科入院医療管理料				
精療	精神療養病棟入院料				
認知1	認知症治療病棟入院料1				
認知2	認知症治療病棟入院料2				
特般1	特定一般病棟入院料1				

## 適時調査実施結果報告書①

確認した施設基準について、  
「文書指摘事項の確認項目数(実数)」及び「返還指示の有無(「有1」「無0)」を入力すること。

調査実施日					
調査時間					
保険医療機関名					
特般2	特定一般病棟入院料2				
移機強	地域移行機能強化病棟入院料				
短手1	短期滞在手術等基本料1				
短手2	短期滞在手術等基本料2				

## 【特掲診療料】

略称	施設基準名称等	文書指摘	返 還	文書指摘	返 還	文書指摘
	特定疾患療養管理料の注5					
ウ指	ウイルス疾患指導料 注2					
	小児科療養指導料の注6					
	てんかん指導料の注6					
	難病外来指導管理料の注6					
	外来栄養食事指導料の注2					
	心臓ペースメーカー指導管理料の注2に掲げる植込型除細動器移行期加算					
遠隔ペ	心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算					
	高度難聴指導管理料					
喘管	喘息治療管理料の注2					
糖管	糖尿病合併症管理料					
がん疼	がん性疼痛緩和指導管理料					
がん指イ	がん患者指導管理料イ					
がん指ロ	がん患者指導管理料ロ					
がん指ハ	がん患者指導管理料ハ					
がん指ニ	がん患者指導管理料ニ					
外緩	外来緩和ケア管理料					
移植管臓	移植後患者指導管理料(臓器移植後)					
移植管造	移植後患者指導管理料(造血幹細胞移植後)					
糖防管	糖尿病透析予防指導管理料					
	糖尿病透析予防指導管理料の注6					
小運指管	小児運動器疾患指導管理料					
乳腺ケア	乳腺炎重症化予防ケア・指導料					
婦特管	婦人科特定疾患治療管理料					
腎代替管	腎代替療法指導管理料					
小外診	小児科外来診療料					
	小児抗菌薬適正使用支援加算					
小夜1	地域連携小児夜間・休日診療料1					
小夜2	地域連携小児夜間・休日診療料2					
夜	地域連携夜間・休日診療料					
トリ	院内トリアージ実施料					
	夜間休日救急搬送医学管理料					
救搬看体	夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算					
	外来リハビリテーション診療料					
放射診	外来放射線照射診療料					
地包診	地域包括診療料					
	地域包括診療料の注4					
	認知症地域包括診療料					
	認知症地域包括診療料の注4					
小か診	小児かかりつけ診療料					
	小児抗菌薬適正使用支援加算					
	生活習慣病管理料の注4					
ニコ	ニコチン依存症管理料					
両立支援	療養・就労両立支援指導料の注3に掲げる相談支援加算					
開	開放型病院共同指導料					
支援診1	【診療所】在宅療養支援診療所(1)					
支援診2	【診療所】在宅療養支援診療所(2)					
支援診3	【診療所】在宅療養支援診療所(3)					
在緩診実	【診療所】在宅緩和ケア充実診療所・病院加算					
在診実1	【診療所】在宅療養実績加算1					
在診実2	【診療所】在宅療養実績加算2					
ハイI	ハイリスク妊産婦共同管理料(I)					
がん計	がん治療連携計画策定料					
がん指	がん治療連携指導料					
	がん治療連携管理料					
	外来がん患者在宅連携指導料					
外排自	外来排尿自立指導料					
ハイ妊連1	ハイリスク妊産婦連携指導料1					
ハイ妊連2	ハイリスク妊産婦連携指導料2					
	遠隔連携診療料					
	認知症専門診断管理料					
肝炎	肝炎インターフェロン治療計画料					
薬	薬剤管理指導料					

## 適時調査実施結果報告書①

確認した施設基準について、  
「文書指摘事項の確認項目数(実数)」及び「返還指示の有無(「有1」「無0)」を入力すること。

調査実施日					
調査時間					
保険医療機関名					
地連計	地域連携診療計画加算				
電情	診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料				
	診療情報提供料(Ⅲ)の注1				
機安1	医療機器安全管理料1				
機安2	医療機器安全管理料2				
精退共	精神科退院時共同指導料1及び2				
支援病1	在宅療養支援病院(1)				
支援病2	在宅療養支援病院(2)				
支援病3	在宅療養支援病院(3)				
在緩診病	在宅緩和ケア充実診療所・病院加算				
在病実1	在宅療養実績加算1				
在病実2	在宅療養実績加算2				
在医総管	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料				
在総	在宅がん医療総合診療料				
在看	在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2				
訪看充	在宅患者訪問看護・指導料の注15(同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。)に掲げる訪問看護・指導体制充実加算				
在後病	在宅療養後方支援病院				
在訪褥	在宅患者訪問褥瘡管理指導料				
	在宅自己注射指導管理料の注5				
在血液	在宅血液透析指導管理料				
遠隔酸素	在宅酸素療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算				
遠隔持陽	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる遠隔モニタリング加算				
在植補心	在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料				
在電場	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料				
在洗腸	在宅経肛門の自己洗腸指導管理料				
持血測1	持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下式グルコース測定				
持血測2	持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)				
	横隔神経電気刺激装置加算				
	造血器腫瘍遺伝子検査				
遺伝検	遺伝学的検査				
骨残測	骨髄微小残存病変測定				
BRCA	BRCA1/2遺伝子検査				
がんプロ	がんゲノムプロファイリング検査				
角ジ遺	角膜ジストロフィー遺伝子検査				
先天異	先天性代謝異常症検査				
	デングウイルス抗原定性及びデングウイルス抗原・抗体同時測定定性				
抗HLA	抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)				
HPV	HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)				
	細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出				
ウ細多同	ウイルス・細菌核酸他項目同時検出				
	クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシゲンB遺伝子検出				
検Ⅰ	検体検査管理加算Ⅰ				
検Ⅱ	検体検査管理加算Ⅱ				
検Ⅲ	検体検査管理加算Ⅲ				
検Ⅳ	検体検査管理加算Ⅳ				
国標	国際標準検査管理加算				
遺伝カ	遺伝カウンセリング加算				
遺伝腫カ	遺伝性腫瘍カウンセリング加算				
血内	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算				
	植込型心電図検査				
歩行	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト				
胎心エコ	胎児心エコー法				
ヘッド	ヘッドアップティルト試験				
人膵	人工膵臓検査、人工膵臓療法				
長	長期継続頭蓋内脳波検査				
脳ビ	長期脳波ビデオ同時記録検査1				
中磁誘	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図				
単筋電	単線維筋電図				
光ト	光トポグラフィー				
脳磁診1	脳磁図(自発活動を測定するもの)				
脳磁診2	脳磁図(その他のもの)				
終夜睡安	終夜睡眠ポリグラフィー(安全精度管理下で行うもの)				
脳判	脳波検査判断料1				
遠脳	遠隔脳波診断				

適時調査実施結果報告書①

確認した施設基準について、  
「文書指摘事項の確認項目数(実数)」及び「返還指示の有無(「有1」「無0)」を入力すること。

調査実施日					
調査時間					
保険医療機関名					
神経	神経学的検査				
補聴	補聴器適合検査				
黄網電	黄斑局所網膜電図				
全網電	全視野精密網膜電図				
ロー検	ロービジョン検査判断料				
コン1	コンタクトレンズ検査料1				
コン2	コンタクトレンズ検査料2				
コン3	コンタクトレンズ検査料3				
小検	小児食物アレルギー負荷検査				
誘発	内服・点滴誘発試験				
	センチネルリンパ節生検(片側)				
C気鏡	CT透視下気管支鏡検査加算				
経気凍	経気管支凍結生検法				
画1	画像診断管理加算1				
画2	画像診断管理加算2				
画3	画像診断管理加算3				
遠画	遠隔画像診断				
ポ断/ポ断コ複/ポ断磁複/乳ポ断	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影又は乳房用ポジトロン断層撮影				
C・M	CT撮影及びMRI撮影				
血予備断	血流予備量比コンピューター断層診断				
冠動C	冠動脈CT撮影加算				
外傷C	外傷全身CT加算				
大腸C	大腸CT撮影加算				
心臓M	心臓MRI撮影加算				
乳房M	乳房MRI撮影加算				
小児M	小児鎮静下MRI撮影加算				
頭部M	頭部MRI撮影加算				
全身M	全身MRI撮影加算				
抗悪処方	抗悪性腫瘍剤処方管理加算				
外後発使	外来後発医薬品使用体制加算				
外化1	外来化学療法加算1				
外化2	外来化学療法加算2				
外化連	連携充実加算				
菌	無菌製剤処理料				
心I	心大血管疾患リハビリテーション料(I)				
心II	心大血管疾患リハビリテーション料(II)				
脳I	脳血管疾患等リハビリテーション料(I)				
脳II	脳血管疾患等リハビリテーション料(II)				
脳III	脳血管疾患等リハビリテーション料(III)				
	廃用症候群リハビリテーション料(I)				
	廃用症候群リハビリテーション料(II)				
	廃用症候群リハビリテーション料(III)				
運I	運動器リハビリテーション料(I)				
運II	運動器リハビリテーション料(II)				
運III	運動器リハビリテーション料(III)				
呼	呼吸器リハビリテーション料(I)				
呼	呼吸器リハビリテーション料(II)				
摂嚥支	摂食機能療法の注3に掲げる摂食嚥下支援加算				
難	難病患者リハビリテーション料				
障	障害児(者)リハビリテーション料				
がんリハ	がん患者リハビリテーション料				
認リハ	認知症患者リハビリテーション料				
リン複	リンパ浮腫複合的治療料				
集コ	集団コミュニケーション療法料				
頭磁刺	経頭蓋磁気刺激療法				
児春専	児童思春期精神科専門管理加算(通院・在宅精神療法)				
療活環	療養生活環境整備指導加算(通院・在宅精神療法)				
急精支	救急患者精神科継続支援料				
認1	認知療法・認知行動療法1				
認2	認知療法・認知行動療法2				
依集1	依存症集団療法1				
依集2	依存症集団療法2				
精	精神科作業療法				
ショ大	精神科ショート・ケア「大規模なもの」				
ショ小	精神科ショート・ケア「小規模なもの」				
デ大	精神科デイ・ケア「大規模なもの」				
デ小	精神科デイ・ケア「小規模なもの」				
ナ	精神科ナイト・ケア				
デナ	精神科デイ・ナイト・ケア				
抗治療	抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)				

## 適時調査実施結果報告書①

確認した施設基準について、  
「文書指摘事項の確認項目数(実数)」及び「返還指示の有無(「有1」「無0)」を入力すること。

調査実施日					
調査時間					
保険医療機関名					
認定	重度認知症患者デイ・ケア料				
精在宅援	精神科在宅患者支援管理料				
	精神科オンライン在宅管理料				
医療保護	医療保護入院等診療料				
医処休、 医処外、 医処深	医科の処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1				
静圧	静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)				
多血	多血小板血漿処置				
血入	硬膜外自家血注入				
エタ甲	エタノールの局所注入(甲状腺)				
エタ副甲	エタノールの局所注入(副甲状腺)				
人工腎臓	人工腎臓				
導入1	導入期加算1				
導入2	導入期加算2及び腎代替療法実績加算				
透析水	透析液水質確保加算、慢性維持透析濾過加算				
肢消	下肢末梢動脈疾患指導管理加算				
磁膀胱刺	磁気による膀胱等刺激法				
	一酸化窒素吸入療法				
心遠温	心不全に対する遠赤外線温熱療法				
歩行ロボ	歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)				
セ節	センチネルリンパ節加算				
皮膚植	皮膚移植術(死体)				
組再乳	組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)				
処骨	四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算				
同種	骨移植術(軟骨移植術を含む。)(同種骨移植(非生体)(同種骨移植(特殊なものに限る。)))				
自家	骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)				
後縦骨	後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)				
椎酵注	椎間板内酵素注入療法				
脊椎摘	腫瘍脊椎骨全摘術				
脳覚	脳腫瘍覚醒下マッピング加算				
脳光	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算				
頭移	頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。)				
脳刺	脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術				
頭深電	頭蓋内電極植込術(脳深部電極によるもの(7本以上の電極による場合)に限る。)				
脊刺	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術				
仙神交便	仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術(便失禁)				
仙神交膀	仙骨神経刺激装置植込術、仙骨神経刺激装置交換術に関する施設基準(過活動膀胱に対して実施する場合の基準)				
角膜切	治療的角膜切除術(エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。))				
内移	角膜移植術(内皮移植加算)				
羊膜移	羊膜移植術				
緑内イ	緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))				
緑内ド	緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)				
硝切	網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)				
網膜再	網膜再建術				
植補聴/ 人工中耳	人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術				
内鼻V	内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)				
鏡咽悪	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)				
鏡喉悪	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術				
喉頭形成	喉頭形成手術(甲状軟骨固定用器具を用いたもの)				
顎移	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限る。)				
顎人工	顎関節人工関節全置換術				
内下	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術				
内甲悪	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術				
乳腺ガ	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの)				
乳セ1	乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)				
乳セ2	乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)				
乳腫	乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))				
ゲル乳再	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)				
胸空拡胸支	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				

## 適時調査実施結果報告書①

確認した施設基準について、  
「文書指摘事項の確認項目数(実数)」及び「返還指示の有無(「有1」「無0」)を入力すること。

調査実施日					
調査時間					
保険医療機関名					
胸腔縦悪支／胸腔縦支	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術、胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
胸腔肺悪区／胸腔肺悪	胸腔鏡下肺悪性腫瘍(区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、胸腔鏡下肺悪性腫瘍(肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
肺腫	肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)に限る。)				
肺植	同種死体肺移植術				
生肺	生体部分肺移植術				
胸腔食悪支	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
縦隔食悪支	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
内筋	内視鏡下筋層切開術				
穿瘻閉	食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、及び膈腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)				
経特	経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの) 経皮的冠動脈ステント留置術				
胸腔弁形／胸腔下置	胸腔鏡下弁形成術、胸腔鏡下弁置換術				
胸弁形内支	胸腔鏡下弁形成術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
力大弁置	経カテーテル大動脈弁置換術				
経僧帽	経皮的僧帽弁クリップ術				
脈動開	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術				
不整経力	不整脈手術(左心耳閉鎖術(経カテーテル的手術によるもの)に限る。)				
磁場心	磁気ナビゲーション加算				
経中	経皮的中隔心筋焼灼術				
ペ／ペリ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)				
両ペ心	植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術 両心室ペースメーカー移植術(心筋電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合)				
両ペ静	両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)				
除心	植込型除細動器移植術(心筋リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術及び経静脈電極除去術(心筋リードを用いるもの)				
除静	植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極除去術				
両除心	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(心筋電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合)				
両除静	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)				
大	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)				
経循補	経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)				
補心	補助人工心臓				
小補心	小児補助人工心臓				
植補心非	植込型補助人工心臓(非拍動流型)				
心植	同種心移植術				
心肺植	同種心肺移植術				
筋シ心移	骨格筋由来細胞シート心表面移植術				
経下肢動	経皮的下肢動脈形成術				
内下不切	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術				
腹リ後腹	腹腔鏡下リンパ節群郭清術(後腹膜)				
腹リ傍大	腹腔鏡下リンパ節群郭清術(傍大動脈)				
腹小切	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術及び腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術				

適時調査実施結果報告書①

確認した施設基準について、  
「文書指摘事項の確認項目数(実数)」及び「返還指示の有無(「有1」「無0)」を入力すること。

調査実施日					
調査時間					
保険医療機関名					
	ダメージコントロール手術				
腹十二局	腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)				
腹胃切支	腹腔鏡下胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
腹側胃切支	腹腔鏡下噴門側胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
腹胃全	腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
腹胃縮	腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)				
バ経静脈	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術				
胆腫	胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)				
胆	体外衝撃波胆石破砕術				
腹肝	腹腔鏡下肝切除術				
腹胆閉鎖	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術				
生	生体部分肝移植術				
肝植	同種死体肝移植術				
膵石破	体外衝撃波膵石破砕術				
腹膵腫瘍 /腹膵切	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術及び腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術				
腹膵切支	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
腹膵頭	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術				
腹膵頭支	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
膵植	同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術				
膵島植	同種死体膵島移植術				
生小腸植	生体部分小腸移植術				
小腸移植	同種死体小腸移植術				
早大腸	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術				
腹直腸切支	腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
腹腎形支	腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
腎	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術				
腎凝固	腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)				
腹腎支器	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)				
腎植	同種死体腎移植術				
生腎	生体腎移植術				
膀胱	膀胱水圧拡張術				
腹膀胱	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術				
腹膀胱悪支	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
腹小膀胱悪	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術				
人工尿	人工尿道括約筋植込・置換術				
焦超	焦点式高エネルギー超音波療法				
腹前	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術				
腹前支器	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)				
腹仙骨固	腹腔鏡下仙骨腔固定術				
腹仙骨固支	腹腔鏡下仙骨腔固定術(内視鏡手術用支援機器を用いた場合)				
腹腔子内支	腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
腹子	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)				
腹子悪内支	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合)				
腹子頸	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。)				
内胎	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術				
胎羊	胎児胸腔・羊水腔シャント術				
無心	無心体双胎焼灼術				
胎輸	胎児輸血術(一連につき)				
乳切性障 など	医科点数表第2章第10部手術の通則4(性同一性障害の患者に対して行うものに限る。)に掲げる手術 (略称:乳切性障/尿形性障/尿裂性障/陰形性障/陰全性障/精摘性障/会形性障/造腔閉性障/子宮全性障/腹腔子性障/子宮附性障)				
通手	医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術				
医手休、 医手外、 医手深	医科の手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1				
胃瘻造	胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)				
乳切遺伝	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。)				
子宮附遺伝	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮付属器腫瘍摘出術に限る。)				
輸血Ⅰ	輸血管理料Ⅰ				
輸血Ⅱ	輸血管理料Ⅱ				

## 適時調査実施結果報告書①

確認した施設基準について、  
「文書指摘事項の確認項目数(実数)」及び「返還指示の有無(「有1」「無0)」を入力すること。

調査実施日					
調査時間					
保険医療機関名					
輸適	輸血適正使用加算				
貯輸	貯血式自己血輸血管理体制加算				
コ体充	コーディネート体制充実加算				
自生接	自己生体組織接着剤作成術				
自己ク/ 同種ク	自己クリオプレシピレート作製術(用手法)及び同種クリオプレシピ レート作製術				
造設前	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算				
胃瘻造嚥	胃瘻造設時嚥下機能評価加算				
凍保組	凍結保存同種組織加算				
手光機	レーザー機器加算				
麻管Ⅰ	麻酔管理料Ⅰ				
麻管Ⅱ	麻酔管理料Ⅱ				
放専	放射線治療専任加算				
外放	外来放射線治療加算				
遠隔放	遠隔放射線治療計画加算				
高放	高エネルギー放射線治療				
増線	1回線量増加加算				
強度	強度変調放射線治療(IMRT)				
画誘	画像誘導放射線治療加算(IGRT)				
体対策	体外照射呼吸性移動対策加算				
直放	定位放射線治療				
定対策	定位放射線治療呼吸性移動対策加算				
粒	粒子線治療				
粒適	粒子線治療適応判定加算				
粒医	粒子線治療医学管理加算				
誘密	画像誘導密封小線源治療加算				
連携診	保険医療機関間の連携による病理診断				
連組織	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速 病理組織標本作製				
連細胞	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診				
デ病診	デジタル病理画像による病理診断				
病理診1	病理診断管理加算1				
病理診2	病理診断管理加算2				
悪病組	悪性腫瘍病理組織標本加算				

## 【入院時食事療養等】

略称	施設基準名称等	文書指摘	返還	文書指摘	返還	文書指摘
食	入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)					

	:重点的に調査をする施設基準(新規)
	:重点的に調査をする施設基準(既存)

## 別添4「適時調査実施結果報告書①」の記載方法

### 1. 共通事項

(1) 報告月の前月末までに適時調査結果を通知した保険医療機関について報告する。

(2) 「調査実施日」欄

適時調査を実施した日を記載する。

※ 適時調査を中断した場合でも、初回の適時調査の実施日を記載する。

(3) 「調査時間」欄

適時調査を実施した時間について、下記の区分のとおり記載する。

※ 記載欄のプルダウンメニューより該当するものを選択

「午前」・・・適時調査を午前に実施した場合

「午後」・・・適時調査を午後実施した場合

「1日（3時間超）」・・・適時調査を午前から午後にかけて実施し、調査時間が4時間以上である場合

「1日（3時間以内）」・・・適時調査を午前から午後にかけて実施し、調査時間が4時間未満である場合

※ 「調査時間」とは、適時調査を実施した日において調査に要した時間である。なお、調査結果の取りまとめ及び講評の時間は除くものとする。

(4) 「保険医療機関名」欄

適時調査を実施した保険医療機関の名称を記載する。

(5) 「文書指摘／返還指示数」及び「調査対象基準数」欄

※ 自動集計のため記載しないこと。

### 2. 各施設基準に係る「文書指摘」欄及び「返還」欄の記載方法

(1) 「文書指摘」欄については、次のとおり記載する。

① 調査をしていない場合

(例)		文書指摘
	感染防止対策加算	(空欄)

② 調査の結果、文書指摘なしの場合

(例)		文書指摘
	感染防止対策加算	0

③ 調査の結果、2つの事項について文書指摘があった場合

(例) 感染防止対策加算について、次の2つの事項について文書指摘した場合は、感染防止対策加算の「文書指摘」欄に「2」を記載する。

- ・ 院内感染対策に関するカンファレンスの記録について、内容の記載が不十分である。
- ・ 標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）について、定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。

	文書指摘
感染防止対策加算	2

(2) 「返還」欄については、次のとおり記載する。

① 調査をしていない場合

(例)

	返 還
感染防止対策加算	(空欄)

② 返還無し（施設基準を満たしていた場合）

(例)

	返 還
感染防止対策加算	0

③ 返還有り（施設基準を満たしていなかった場合）

(例)

	返 還
感染防止対策加算	1

### 3. 総論的指摘事項に係る「文書指摘」欄の記載方法

(1) 「院内掲示に関する指摘」に係る「文書指摘」欄については、次のとおり記載する。

① 文書指摘なしの場合

	文書指摘
院内掲示に関する指摘	0
院内感染防止対策加算	0

② 文書指摘ありの場合

(例) 「院内感染防止対策に関する取組事項の掲示について、記載内容が不十分である」旨のみ文書指摘をした場合。

	文書指摘
院内掲示に関する指摘	1
院内感染防止対策加算	0

※ 「院内掲示に関する指摘」をした場合は、各施設基準の「文書指摘」欄に指摘事項数を記載せず、「院内掲示に関する指摘」の「文書指摘」欄に指摘事項数を記載する。また、「院内掲示に関する指摘」以外の文書指摘をした場合は、前記2.

(1) ②に従い、各施設基準の「文書指摘」欄に指摘事項数を記載する。

(2) 「入院基本料等に係る5基準に関する指摘」及び「医師等の負担軽減に資する計画」に係る「文書指摘」欄及び「返還」欄については、次のとおり記載する。

① 文書指摘なしの場合

	文書指摘	返 還
入院基本料等に係る5基準に関する指摘	0	
医師等の負担軽減に資する計画に関する指摘	0	
一般病棟入院基本料	0	0

② 文書指摘ありの場合

(例) 「入院診療計画の記載内容が不十分である」旨のみ文書指摘をした場合。

	文書指摘	返 還
入院基本料等に係る5基準に関する指摘	1	
医師等の負担軽減に資する計画に関する指摘	0	
一般病棟入院基本料	0	0

※ 「入院基本料等に係る5基準に関する指摘」及び「医師等の負担軽減に資する計画に関する指摘」をした場合は、各施設基準の「文書指摘」欄に指摘事項数を記載せず、「入院基本料等に係る5基準に関する指摘」等の「文書指摘」欄に指摘事項数を記載する。「入院基本料等に係る5基準に関する指摘」等以外の文書指摘をした場合は、前記2.(1)②に従い、各施設基準の「文書指摘」欄に指摘事項数を記載する。

※ また、「入院基本料等に係る5基準」及び「医師等の負担軽減に資する計画」について、施設基準を満たしていなかった(返還有りの)場合は、前記2.(2)②に従い、各施設基準の「返還」欄に「1」を記載する。

## 5. 調査実施病院数に応じた報告欄の追加について

報告様式(Excelシート)については、当初20病院分の報告欄を設けています。調査実施病院数に応じて、適宜報告欄「列」を追加で複写する。

なお、集計業務に差し支えるため「行」の追加及び削除は絶対に行わない。

## 6. 報告時期等

報告月の前月末までの適時調査の実施結果について、7月、10月、1月及び4月の15日までに、「別添4」により医療指導監査室へ報告する。

## 適時調査実施結果報告書②

年度	実施月	病院数	4月	5月	6月	7月 報告計	7月	8月	9月	10月 報告計	10月	11月	12月	1月 報告計	1月	2月	3月	4月 報告計	実施件数 年度計	実施頻度
30	実施結果					0				0				0				0	0	
1	実施結果					0				0				0				0	0	
2	実施計画	(年度当初)				0				0				0				0	0	
		(見直し)				0				0				0				0	0	
	実施結果					0				0				0				0	0	

## 【記載方法】

- 各年度の「病院数」欄には、各年度4月1日現在の病院数を記載する。
- 平成30年度及び令和1年度「実施結果」欄には、各月の実施件数を記載する。
- 令和2年度実施計画及び実施結果については、以下のとおり記載する。
  - 「実施計画(年度当初)」欄には、年度当初の各月の実施計画件数を記載する。
  - 年度途中に実施計画の見直しを行った場合は、「実施計画(見直し)」欄に見直し年月を記載し、各月の見直し後の実施計画件数を記載する。
  - 「実施結果」欄には、各月の実施件数を記載する。

※ 中断した場合は初回の実施月の実施結果に計上し、再開した月の実施結果には計上しない。